



こちら 町長室

寄居町長
花輪 利一郎

町民の皆様、事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策について多大なるご理解、ご協力をいただいておりますこと、また、昼夜を問わず、懸命にご尽力いただいている医療機関の皆様、福祉関係者の皆様をはじめ、社会生活を維持するため、様々な業務に従事されている方々には、心より感謝を申し上げます。

現在、皆様と共に、国や都道府県、市区町村も新型コロナウイルスと戦っており、この事態を収束させるために様々な対策を講じております。その中でもワクチン接種は、感染対策の切り札ともいわれられており、国を挙げて事業に取り組んでいるところであります。

町におきましては、ワクチン接種を役場組織を挙げて取り組むべき事業として位置付け、4月18日からは90歳以上の方、21日からは高齢者施設の方、5月23日からは75歳以上の方に範囲を広げ、接種を行ってまいりました。65歳以上の方につきましては、5月25日から接種券の送付を開始し、今後も段階的にワクチン接種が実施できるよう、順次進めているところであります。また、高齢者の方への接種の後には、基礎疾患をお持ちの方、一般の方への接種と続きます。

町としましては、感染力の強い新型コロナウイルス変異株が広がる中、一日も早く町民の皆様にはワクチンを打っていただくことが、町政の最優先課題と考えております。しかしながら、過去にこのような事例はなく、走りながら考え、接種を実施している状況もございます。こういったことから、私も最前線である接種会場で業務に従事し、現場を把握していく中で、いかに会場での感染リスクを減らし、町民の皆様へ滞りなく接種いただくことができるのか、日々考えながら事業を進めております。引き続き関係機関のご協力をいただくとともに、私をはじめ職員総動員でしっかりと対応してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、東京2020オリンピックにおける、ブータン王国陸上チームの事前キャンプ受け入れ準備を進めておりましたが、ブータン王国陸上選手がオリンピックの出場資格を得ることができなかったことから、事前キャンプを中止することといたしました。

東京で開催されるオリンピックの舞台でブータン王国陸上選手を応援することがなくなってしまうことは非常に残念ですが、これまで築いてきた友好関係を大切にしつつ、ブータン王国との交流を今後も継続していきたいと考えております。

お知らせ
ブータン王国陸上チーム
事前キャンプの中止について

町では、ブータン王国オリンピック委員会との協定に基づき、東京2020オリンピックにおけるブータン王国陸上チームの事前キャンプ受け入れ準備を進めてきましたが、ブータン王国陸上選手がオリンピックの出場資格を得ることができなかったため、事前キャンプは中止となりました。



☎ 総合政策課 (☎ 581・2121内線462)

ご利用ください!

赤ちゃんの駅設置補助制度



赤ちゃんの駅は、誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペースの愛称です。町では、小さなお子さん連れの方が安心して外出できる環境づくりを推進するため、おむつ替えや授乳のための備品を整備・増設する事業者等を対象に、費用を補助しています。

- ▶対象/おむつ替えや授乳ができるスペースと設備等を、無償で提供できる施設の所有者等
- ▶補助対象費用/おむつ交換台、授乳用イス、調乳用給湯機器、カーテン・パーテーション類、ダストボックスの購入費用と関連工事費用
- ▶補助金額/上記費用の全額 ※上限額10万円
- ▶手続き/備品を整備する前に、申請書を子育て支援課へ提出してください。申請書は、町公式ホームページから取得できます。
- ▶その他/整備した内容は、県の「赤ちゃんの駅」登録事業実施要綱に基づく登録を行い、県や町公式ホームページに掲載します。

☎ 子育て支援課 (☎ 581・2121内線204)

ご利用ください! 建物の耐震に関する補助制度

昭和56年以前の建築物(旧耐震住宅)は『建築基準法』における耐震基準の改正以降の建築物に比べ、地震の際に大きな被害が多いことが報告されています。耐震に関する補助制度をご活用いただき、安全・安心な住まいづくりにお役立てください。

住宅の除却
寄居町まちなか旧耐震住宅除却補助制度

町では、地震に伴う家屋の倒壊による被害を防止するため、住宅が密集する中心市街地における旧耐震住宅を除却する費用の一部を補助します。事前に都市計画課へご相談のうえ、工事着手前に同課へ申請してください。

▶対象要件

- ①個人またはその相続人が所有する対象区域に存する昭和56年5月以前に建築された住宅の全部を除却すること
 - ②町税および除却する住宅の上下水道使用料の滞納がない方
 - ③暴力団員でない方
 - ④所有権以外の権利の設定がされていない、または関係権利者全員の同意が得られていること
 - ⑤申請前に除却工事に着手していないこと
- ※その他要件がありますので、詳細は町公式ホームページをご覧ください。

耐震診断
寄居町木造住宅耐震診断助成金

町では、住宅耐震診断を行う方に経費の一部を助成しています。

- ▶対象/町内に住所を有し、対象住宅を所有および居住している方
- ▶対象となる建築物/町内にある木造住宅で、次のすべての要件を満たすもの
 - ①昭和56年5月以前に建築された一戸建て住宅または併用住宅
 - ②地上2階建て以下で、在来工法により建築された住宅
- ▶対象となる耐震診断/一級建築士・二級建築士・木造建築士が行う地震に対する耐力診断(一般診断)
- ▶助成金額/耐震診断に要した費用の2分の1 ※上限額2万5,000円
- ▶申請期限/令和4年2月28日まで ※予算額に達した時点で受付終了となります。
- ▶申請方法/耐震診断を実施する前に所定の手続きが必要となります。詳細はお問い合わせください。

☎ 都市計画課 (☎ 581・2121内線243)

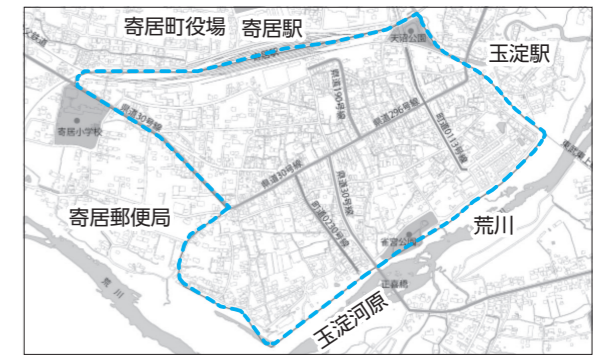
▶補助金額
除却工事に要した費用の2分の1

※上限額40万円(町内事業者が除却工事を行う場合は50万円)

▶申請期限

令和4年2月28日まで
※予算額に達した時点で受付終了となります。

▶対象区域/破線で囲まれた地域



☎ 都市計画課 (☎ 581・2121内線243)

耐震改修
埼玉県民間建築物耐震改修補助制度

県では、耐震診断、耐震補強設計および耐震改修の費用の一部を補助しています。

- ▶対象となる建築物/昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建築物のうち、病院や店舗、ホテルなどの多数の人が利用する一定規模以上の建築物

☎ 県建築安全課 (☎ 048・830・5527)

